

国立大学法人東京農工大学経営協議会規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>(組織) 第3条 経営協議会は、次に掲げる委員で組織する。 (1) (略) (2) <u>理事</u> 4人 (3)・(4) (略) 2～4 (略)</p>	<p>(組織) 第3条 経営協議会は、次に掲げる委員で組織する。 (1) (略) (2) <u>学長が指名する理事</u> (3)・(4) (略) 2～4 (略)</p>	

附 則 (令和2年4月1日規程第13号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。